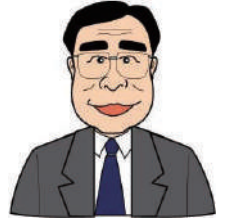


今月のテーマ 「破産会社の更生の請求」



1. Q いわゆる貸金業者は顧客から受領した制限超過利息(利息制限法等に定められた金額を超過した利息)は受領した事業年度の益金に算入することになっていると思います。今般問題なった貸金業者が過払金の返還請求をされて返還した場合は、益金の減額となり納めた税金の還付を求められますか。

A そもそも過去において納めた税金が益金の減少または損失の発生により多額である場合は、その超過額について還付を請求することができます。この手続きを更生の請求と言います。

2. Q それではその貸金業者が破産等に過払金として一部返還することが確定した場合、「返還が確定した事業年度」に更生の請求をすべきでしょうか。

A 大阪高裁は制限超過利息を受領した事業年度に遡って益金の額を減額することが公正処理基準に従った計算方法に合致すると判断し、貸金業者の破産管財人の主張を認めました。これに対して、最高裁判決では、大阪高裁判決を破棄し、過払金返還債務が確定した事業年度における損失として計上する“前期損益修正”とすべきと判断をしました。もともと大阪地裁判決は後者の判断していたものを正当と認めたものです。同様の論点で争われた東京地裁・東京高裁の事件でも、前期損益修正が妥当と判断されていました。

FMサガ、NBCラジオ佐賀「野中税理士の税務相談コーナー」放送中!

10月放送は10月13日、27日(FMサガ) 【第2、4火曜】午後4時30分～

10月 1日、15日(NBCラジオ佐賀) 【第1、3木曜】午後2時10分～

今日の一句

今回は、300回目の放送ですね。10年以上続いた訳ですね、そこで一句!

「夢うつつ 過ぎ去りし日と 向かう ひまわり」(光陰矢の如し)

♪ 今日までそして明日から 吉田拓郎

今日の一言

「便利すぎる世の中だから、不便さが心地良い時がある。

当り前が当り前でないことに気づけるように。」

(書道家 山口芳水)

九星占い (10月)

《一白水星》

良かったり悪かったりと乱気流気味の月です。ヤケにならないようにしましょう。家族との触れ合いが開運の鍵に!

《二黒土星》

なかなか思い通りにならない月です。忍耐力が大切です。短気にならないように気を付けて下さい。美味しい物を食べて活力を養いましょう!

《三碧木星》

うまい話には気を付けて! 欲をかくと足をすくわれることも。堅実に一步一步を心がけると運氣UPに!

《四緑木星》

金運が良好な月です。臨時収入が入るかも。調子に乗り過ぎると、信頼を失いかねません。謙虚さを忘れずに!

《五黄土星》

ラッキー月です。今までの努力が報われるでしょう。蓄財運が良い時です。貯金を始めると運氣UPに!

《六白金星》

上司や周りの方と協力して物事を進める事が運氣UPに繋がります。独りよがりの行動を控える事で信頼を得られ、財へと繋がります。

《七赤金星》

忙しい月です。目の前の事を一個一個、丁寧に片付ける事が大切です。頭を整理して優先順位を付けましょう。浪費に注意!

《八白土星》

今は地固める時です。前に進むより腰を落ち着けてチャンス待ちしましょう。情報を集める事が開運のカギとなるでしょう!

《九紫火星》

見栄を張らず、真摯に取り組む事が大切です。大風呂敷を広げると信頼をなくします。焦りは禁物! 堅実に!